

税務と法人



観音寺（戸田市新曽）の紅葉（提供：戸田市フィルムコミッション）

目次

税務署 定期異動	2～3	税務署からのお知らせ	8～9
税務署からのお知らせ	3	一般情報	10
事業活動報告	4～5	企業への「調査」③	11
県税からのお知らせ	5	間違い探し	11
こんにちは	6	会員サービス一覧	12
自主点検チェックシートの活用	7		

みんなで回覧しましょう

確認印					
-----	--	--	--	--	--



ホームページは
こちらから



公益社団法人
西川口法人会

〒332-0015
川口市川口2丁目9番18号201
TEL: 048(258)5811
FAX: 048(258)5813
e-mail: n-hojin@kuf.biglobe.ne.jp

着任のご挨拶

西川口税務署

署長

関根 悟



この度の人事異動により、関東信越国税局総務部厚生課長から西川口税務署長として着任いたしました関根でございます。前任の永塚同様、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人西川口法人会の皆様には、税務行政に對しまして、日頃から深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、昨年には西川口法人会女性部会創立30周年を迎えられましたこと、誠におめでとうございます。

西川口法人会の皆様は、各種研修会の開催や「自主点検チェックシート」を活用した「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」などを通じ、会員の皆様の積極的な自己啓発を支援し、企業経営及び地域社会の健全な発展に大きく貢献されておられます。

また、次世代を担う子供たちへの「租税教室」の講師派遣や「税に関する絵はがきコンクール」の開催など、租税教育活動にも熱心に取り組まれるなど、地域に根差した活動に對しまして、心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

さて、本年の税制改正では、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直しに加え、「特定親族特別控除」が創設されました。

これらの改正は、本年12月から施行されます。詳細につきましては、国税庁ホームページにて随時ご案内いたしますが、皆様が安心して対応いただけますよう、西川口法人会の皆様と連携しながら周知・広報に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、国税当局では、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえて、2023年6月に「税務行政の将来像2023」を公表し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づいて各種施策を実施し、税務行政のDXを進めております。

そして、ALL-eTaxを含む更なるe-Taxの推進、キャッシュレス納付の利用拡大、納税証明のオ

ンライン請求など、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできるよう取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

法人会の皆様で、e-Taxでの申告書・添付書類の提出やダイレクト納付等のキャッシュレス納付をまだ利用されていない方は、是非、利用の検討をしていただきますようお願いいたします。

西川口法人会の皆様に、税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じている次第であります。

今後とも、西川口法人会の皆様と一層の連携・協力を図り、円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人西川口法人会並びに会員企業の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

出身地 埼玉県志木市
趣味 旅行、家庭菜園

副署長

(管理運営・徴収・法人担当)

塚田 芳和



法人課税第一部門
統括国税調査官

小泉 真也



法人課税第一部門
上席国税調査官(法人会担当)

島田 英子



税務署からのお知らせ・税務署 定期異動

～「税を考える週間」とは～

令和7年11月11日(火)～17日(月)

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行うとともに、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

1 国税庁ホームページによる広報

「税を考える週間」に合わせて、国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

- ・これまでの「税を考える週間」の歴史を紹介
- ・国税庁の1年間の活動や本年のトピックスについて、統計資料などを交えながら紹介
- ・国税に関する制度や手続のほか、調査や徴収などの国税庁の業務を動画で紹介
- ・国税庁が新たに取り組んでいる事項などを紹介

2 SNSを利用した広報

「税を考える週間」に合わせて、YouTubeの「国税庁動画チャンネル」や国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」に新着動画を掲載するとともに、各種情報をTwitterで発信します。

3 講演会の実施や関係民間団体等との連携

次の取組を実施します。

- ・社会人、大学生や専修学校生等を対象とした講演会や説明会を実施
- ・関係民間団体・地方公共団体等と連携して、各種イベントを全国各地で実施

－ 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp> －

西川口税務署 定期人事異動 (令和7年7月10日付)

職 名	新 任 者 (転 入 者)		前 任 者 (転 出 者)	
	氏 名	前 所 属	氏 名	新 所 属
署長	関根 悟	関東信越国税局 総務部 厚生課長	永塚 光一	退官
副署長 (管理運営・徴収・法人担当)	塚田 芳和	関東信越国税不服審判所 第一部 副審判官	蘭部 勝彦	関東信越国税局 調査査察部 統括査察官
法人課税第一部門 統括国税調査官	小泉 真也	竜ヶ崎税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官	加倉田 崇	春日部税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
法人課税第一部門 連絡調整官兼総括上席国税調査官	須藤 慈子	関東信越国税局 課税第二部 消費税課 総務係長	柏原 宏行	宇都宮税務署 法人課税第一部門 連絡調整官
法人課税第二部門 統括国税調査官	飯塚 由規	前橋税務署 法人課税第五部門 統括国税調査官	高橋 利明	前橋税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
法人課税第三部門 統括国税調査官	玉那覇 優介	関東信越国税局 課税第二部 法人課税課 審査指導第二係長	池田 豊	大宮税務署 法人課税部門 上席国税 調査官
法人課税第四部門 統括国税調査官	的場 真唯子	浦和税務署 徴収第一部門 総括上席国税調査官	茨城 武志	上尾税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官
法人課税第五部門 統括国税調査官	山田 敬義	留任	—	—
法人課税第一部門 上席国税調査官(法人会担当)	島田 英子	上尾税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官	武田 朋樹	金沢国税局 富山税務署 法人課税第五部門 統括国税調査官



決算法人説明会(6月4日)
講師:西川口税務署担当官
会場:西川口税務署 会議室



社会保険・労働保険実務講座(6月10日)
講師:中野由美子 社労士
会場:フレンディア



新設法人説明会(6月17日)
講師:西川口税務署担当官
会場:西川口税務署 会議室



蕨支部租税教育活動(7月5日)
「租税クイズ」
於:あさがお・ほうずき市
会場:塚越商店街



税務研修会
「資金繰りとキャッシュフロー」(7月22日)
講師:三星 剛 税理士
会場:フレンディア



税制改正研修会(8月5日)
講師:西川口税務署担当官
会場:西川口税務署 会議室



決算法人説明会(8月21日)
講師:西川口税務署担当官
会場:戸田市商工会館



女性部会経営セミナー(8月27日)
テーマ「中小企業のための生成AI入門」
講師:山本 裕伸 氏
会場:蕨商工会議所

青年部会・女性部会 租税教室



戸田市立喜沢小学校(6月9日)
女性部会
講師:金沢さん(写真)、中島さん



戸田市立新曽小学校(6月12日)
青年部会
講師:仲井さん(写真)、入船さん、小佐川さん



川口市立飯塚小学校(6月19日)
青年部会
講師:小貫さん(写真)、丹野さん、村田さん



川口市立芝富士小学校(6月30日)
女性部会
講師:山本さん(写真)、金沢さん



戸田市立戸田第一小学校(7月3日)
青年部会
講師:細田貴良さん(写真)、飯島さん、
星山さん、仲井さん



戸田市立美谷本小学校(7月15日)
青年部会
講師:今村さん(写真)、細田善則さん

事業活動報告 共益事業



蔵支部役員会(6月5日)
会場:忍家



女性部会日帰り研修会(6月27日)
研修地:東京都庭園美術館 他



女性部会役員会(7月9日)
会場:蔵商工会議所



組織・厚生合同委員会(7月11日)
会場:戸田市文化会館



青年部会役員会(7月15日)
会場:戸田市商工会館



研修委員会(7月28日)
会場:木曽路 戸田店



令和7年度第1回常任理事会(8月6日)
会場:フレンディア



広報委員会(8月7日)
会場:西川口法人会 事務局



青年部会・税理士会親睦ボウリング大会
(8月22日)
会場:川口スプリングスレーン

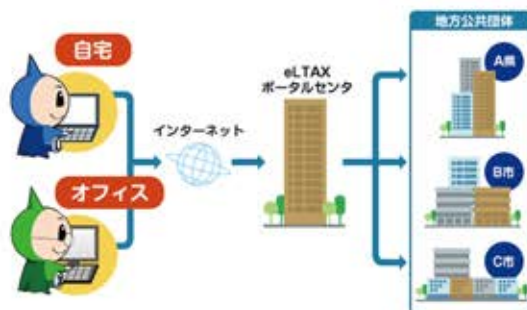
県税からのお知らせ

「eLTAX (エルタックス)」で申告・納税! 申請・届出も提出できます!

埼玉県では、地方税共同機構の運営する地方税ポータルシステム(通称「eLTAX(エルタックス)」)を利用した、インターネットによる法人県民税・法人事業税・特別法人事業税(地方法人特別税)・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・ゴルフ場利用税・県たばこ税・軽油引取税の申告・納税受付を行っています。利用開始方法など、詳細についてはeLTAX ホームページをご覧ください。

また、県税に関する申請・届出の一部については、eLTAX により電子的に提出することができるものもあります。eLTAX ホームページでご確認ください。

是非、eLTAX をご利用ください。



eLTAX (エルタックス) ヘルプデスク (電話 0570-081459 (ハイシンコク))
※上記の電話番号でつながらない場合 (電話 03-6745-0720)
各県税事務所又は県税務課 (TEL048-830-2657 FAX048-830-4737)

こんにちは！ (会員紹介)

住 所

埼玉県蕨市北町3-1-28
(☎ 048-443-3056)

会社設立

昭和28年8月18日



蕨支部

会社設立経緯・沿革

昭和28年 蕨市北町1丁目にて「高松モータース」として開業
昭和33年 「有限会社高松自動車整備工場」に改称
昭和34年 現在地（蕨市北町3丁目）に移転
昭和42年 川口市伊刈に川口工場（板金塗装工場）を開業
昭和59年 「株式会社高松自動車」に社名変更
平成27年 板金塗装工場を戸田市に移転
令和6年4月 代表取締役就任

事業内容

新車及び中古車販売、車検、点検、一般整備、板金塗装、自動車及び各種損害保険
立会い型短時間車検の「車検ホリデー車検わらび」として営業しています

会社理念・目標・モットー

私の祖父が蕨市で自動車整備業を始めて70年余り、多くのお客様に支えられて今があると思います。
いま自動車業界は100年に一度の変革期と言われております。時代の変化に対応すべく社員たちと日々努力しています。
自動車の修理は経験豊富な整備士たちがしっかりとサポートいたします。また、自動車保険をはじめとした各種保険もお任せください。専門スタッフが丁寧に対応いたします。自社の板金塗装工場なので万が一の事故の際も安心です。
これからもお客様に当社ならではの「トータルカーライフサービス」を提供していきます。

出身地・趣味・特技等

埼玉県蕨市出身の50歳です 趣味はゴルフ（下手ですが）、スキー



株式会社高松自動車
代表取締役
高松 孝治さん



青年部会



株式会社Digital Ureska
代表取締役
山本 裕伸さん



Digital Ureska

住 所

埼玉県上尾市二ツ宮1003-41
(☎ 080-2660-0369)

会社設立

R5年11月10日



会社設立経緯・沿革

自治体を含む教育業界や、就労移行支援事業所などの福祉業界での現場経験を経て、2023年に株式会社Digital Ureskaを設立。
教育分野では、全国350校以上でGIGAスクール構想のICT導入支援や教員研修、授業サポートを行い、教育現場のデジタル化を推進。
福祉分野では、就労移行支援事業所のマネジメントを担い、就職活動支援を通じて500名以上の就職実績と企業連携を実現。
「ITが苦手なだけで、本当はもっと力を発揮できる人や会社がたくさんある」ということを日々感じておりました。
こうした経験を通じて、「地域の中小企業やお店にも、もっと気軽に相談できるITの伴走者が必要だ」と考えるようになり、会社を設立しました。

事業内容

- ・PC高速化サービス（SSD換装）：動きの遅いPCを新品同様の速さに改善。買い替え不要でコスト削減と業務効率化を実現。
- ・ITサポート：DX化をわかりやすく支援。現場課題に合わせた改善提案を実施。
- ・研修・セミナー：商工会・法人会をはじめ、教育機関や一般企業に向けて、生成AI活用・情報モラル・業務効率化研修を展開。即日使える実務直結型が強い。
- ・SNS運用・デザイン支援：Instagram運用代行・チラシ・パンフレット制作を通じて、企業広報や地域イベントをサポート。

会社理念・目標・モットー

「パソコンやITはちょっと苦手…」という声に寄り添い、安心して使える環境をつくります。
仕事や暮らしをもっとラクに、もっと楽しく。地域とともに未来を創ります。

出身地・趣味・特技等

出身：北海道旭川市 趣味：・バドミントン（社会人チームの代表として運営もしています）

自主点検チェックシートの活用

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 新設法人編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



公益社団法人西川口法人会
電話番号等 048-258-5811
eメール n-hojin@kuf.biglobe.ne.jp

法人会自主点検
チェックシートは
こちら



源泉所得税の改正のあらまし

令和7年4月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
令和7年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。
(注) このパンフレットは、令和7年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

- 1 以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われることとなりました。
この改正は、原則として、**令和7年分以後の所得税**について適用されます。
※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注1))				基礎控除額	
				改正後 ^(注1)	
				令和7・8年分	令和9年分以後
132万円以下	(200万3,999円以下)			95万円 ^(注2)	
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)	
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円 ^(注2)	
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円	

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、**令和8年分以後の「源泉徴収税額表」**及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。
令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。
また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、**令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」**及び**令和8年分以後の「源泉徴収税額表」**が改正されました。

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。
令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族 ^(注) を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

税務署からのお知らせ

(注) 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。
なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

ロ 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合
公的年金等・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

＜令和7年の源泉徴収事務における留意事項＞

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。）。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

上記(1)～(4)に関して、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

【国税庁ホームページ】(随時最新情報に更新します。)

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)





ローリングストック法って？ 南海トラフ巨大地震に備えて



食品ロス問題ジャーナリスト 井出留美

ローリングストック法（※1）って聞いたことがありますか？日持ちのする食品を多めに買って置いて、それを使ったら使った分だけ買い足していき、常に自宅に一定量の食料を備蓄しておく方法です。私は以前、非常袋にレトルトがゆを入れて置いて、何年もたってから賞味期限が切れていることに気付いたことがあります。これでは食品ロスになってしまいますね。ローリングストック法は非常袋に入れるのではなく、日常的に使っては備蓄していく方法です。

「フェーズフリー（※2）」という言葉があります。フェーズ（区切り）をなくす、という意味で、日常と非日常の区切りをなくし、身の回りの物やサービスを、日常時にも非常時にも役立つようにする考え方です。備蓄食品を普段から使っていれば、備蓄が循環するので知らずに期限が切れていることもなくなり、家庭からの食品ロスを減らすことができます。

南海トラフ巨大地震が想定される自治体139市町村を対象に、日本経済新聞社が備蓄状況を調べたところ、6割で主要8品目（※3）のいずれかがゼロだったそうです。私は、自身の誕生日に発生した東日本大震災の食料支援がきっかけで会社を辞めて独立しました。東日本大震災では市役所の倉庫なども被災してしまい、支援物資が行き届かないことがありましたし、その後に起きた自然災害でも同様のことがありました。自治体で備えることも大切ですが、行政に依存し過ぎず、自分自身が備えることも重要です。

また、自宅や行政だけでなく、企業などの事業者も備蓄は必須です。内閣府は企業に対し、災害時帰宅困難者のガイドラインを策定して「3日分の非常用備蓄用品」を備えることを求めています。事業者で備蓄する場合、量が多いから入れ替えの時は大変ですね。

パンの缶詰で「救缶鳥プロジェクト（※4）」というのをご存じですか？パンの缶詰を備蓄として買って置き、賞味期限が切れる前に再購入する場合、今まで保管していたものを寄付することができるのです。パンの缶詰の製造会社が引き取って、世界の紛争地や国内の被災地などへ運んでくれます。備蓄の寄付を通して、企業・組織の社会貢献活動としてアピールすることもできます。

自宅ではローリングストック法で備え、企業・組織では備蓄の入れ替え時に寄付することで社会貢献。このような防災に取り組んでみるのはいかがでしょうか。

＜参考情報＞

※1：ローリングストックについて（日本気象協会）<https://tenki.jp/bousai/knowledge/49a23a0.html>

※2：フェーズフリーとは（フェーズフリー協会）<https://phasefree.or.jp/phasefree.html>

※3：備蓄の主要8品目 食料、毛布、乳児用粉・液体ミルク、子ども用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレトペーパー、生理用品

※4：救缶鳥プロジェクト（パン・アキモト）https://www.panakimoto.com/products_kyucancho/

【筆者紹介】井出留美（いで・るみ）

奈良女子大学食物学科卒、博士（栄養学/女子栄養大学大学院）、修士（農学/東京大学大学院農学生命科学研究科）。ライオン、青年海外協力隊（JICA）、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食料支援での廃棄に衝撃を受け、(株)office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』（幻冬舎新書）、『捨てないパン屋の挑戦』（あかね書房）など著書多数。

企業への「調査」・間違い探し

企業への「調査」③ ハローワーク(正確には労働局) による助成金不正受給調査



なかの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士
中野 由美子さん

■調査に備える準備

ハローワーク(労働局)は予告なしに会社を訪問し、書類のチェックや従業員への聞き取りを行います。調査を拒否すると罰金が科されるため、必ず協力しなければなりません。調査では貸金台帳や出勤簿などの原本を求められ、コピーして作り直した書類は認められません。従業員に直接電話で確認することもあるので、日頃から社内情報共有しておくことが大切です。

■書類は5年間きちんと保管する

助成金をもらった会社は、申請書類や関連書類を5年間保管する義務があります。保管する書類は、申請書の控え、給与台帳、タイムカード、就業規則などです。原本でなくてもコピーや電子ファイルでも構いませんが、調査があったときにすぐに出せるよう整理しておく必要があります。労働基準法では3年保管ですが、助成金は5年と覚えておきましょう。

■不正がバレたときの厳しい処分

不正受給が発覚すると、まず助成金を全額返さなければなりません。さらに罰金として受給額の20%を上乗せして支払い、受給日の翌日から返すまでの期間は年3%の延滞金もつきます。100万円以上の不正や悪質なケースでは会社名がインターネットで公表され、5年間は一切の助成金がもらえなくなります。詐欺罪で逮捕される可能性もあります。

■時効があっても安心できません…

助成金を返せと言われる期限は5年、刑事罰の時効は7年です。しかし会社名の公表は全額返すまで続くため、時効が来ても実質的な被害は続きます。不正に気づいたら自分から返還することで企業名公表を避けられる場合もありますが、悪質なケースでは自主申告でも刑事告発される危険があるため、早めに専門家に相談することが重要です。

■不正を防ぐための対策

助成金は本来の目的に沿って正しく使うことが前提です。制度の要件は年度途中で変わることがあるため、申請前には必ず厚生労働省のホームページで最新情報を確認しましょう。複数の助成金を同時に申請する場合は、両方もらえないこともあります。「100%受給できる」といった怪しい業者の誘いには注意し、書類は原本をきちんと管理し、従業員にも制度について説明しておくことで不正を防げます。

7つの間違い探し

*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。
見つけられますか?(答えは次号に掲載します)



【作者紹介】

神谷一郎 (かみや・いちろう)
イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)。

791号の答え

- ① 傘の柄の長さ(左上)
- ② 助六の目録(中上)
- ③ 提灯(ちょうちん)(右上)
- ④ 桜(左中)
- ⑤ 桐の花紋(あげまきおいらん)のかんざし(右中)
- ⑥ 意休(いきゅう)の着物のガラの向き(左下)
- ⑦ 影(中下)

埼玉県法人会連合会 会員サービス一覧

○詳しくは下記提携先または所属法人会事務局へお問い合わせください。

令和6年8月1日現在

種 類	内 容	提携先	優遇概略（金額概算）
インターネット バンキング	初年度手数料無料 または減免	埼玉りそな 銀行	・りそなビジネスダイレクト 基本利用手数料：月額 7,700円を初年度半年間 3,850円に50%減免（計 23,100円減免） ・りそなビジネスダイレクト（Mini） 基本手数料：月額 3,300円を初年度半年間 1,100円に33.3%減免（計 13,200円減免）
		武蔵野銀行	・むさしのビジネスダイレクト 契約手数料：5,500円、手数料：月額 6,600円を初年度全額免除
		埼玉縣信用金庫	・さいしんダイレクトビジネス 基本利用料：月額 2,200円を初年度全額免除（計 26,400円減免）
		川口信用金庫	・法人向けインターネットバンキング 基本手数料：月額 3,300円を初年度全額免除（計 39,600円減免）
		青木信用金庫	・新インターネットバンキング（法人） 基本手数料：月額 1,100円を初年度全額免除（計 13,200円減免）
		飯能信用金庫	・はんしんWeb-FBサービス 基本手数料：月額 1,650円を初年度全額免除（計 19,800円減免）
法人会 サポート ローン	各種手数料等免除 または金利優遇	埼玉りそな銀行	・りそなビジネスローン「保証革命」、「埼玉倶楽部」 事務取扱手数料 11,000円免除
		武蔵野銀行	・むさしの「企業力」 金利 0.2% 優遇
		埼玉縣信用金庫	・会員サポートローン「元氣力」 財務診断表を無料作成
遺言信託	取扱手数料優遇 または提携信託紹介	埼玉りそな銀行	・契約時の取扱手数料15%割引 遺言書作成から遺言執行までりそながサポートします
		武蔵野銀行	・むさしの「遺言信託」（遺言作成サポートサービス付） 遺言作成から遺言執行まで円滑な資産承継をサポートします
		埼玉縣信用金庫	・山田エスクロー信託と提携 遺言書の作成や保管、執行時のお手伝いをいたします
		川口信用金庫	・ほがらか信託と提携 契約時の取扱手数料15%割引
貸倒 保証制度	法人会専用に 設計された団体 取引信用保険	三井住友海上 火災保険株式会社	お取引先（債務者）の法的整理事由の発生または履行遅滞の発生により売上債権が回収できない場合に貴社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします 詳しくは、 https://www.mskhoken.com/houjin/ をご確認ください
企業情報・ 格付情報 照会サービス	企業間における 信用リスク調査を 低料金で提供	AGS株式会社	・企業情報+格付け情報を2,000円（税別）で提供 平成27年6月より海外企業調査レポート取扱開始
ネット 医療相談	月1回・24時間 無料相談	順メディカルノート （大同生命・AIG 提携・ アフラックの3社の提携先）	・法人会会員企業の役員・従業員、お1人様月1回、1つの相談に納得するまで何度でも可能です。 ※月1回とは、新しい相談1回を指します。詳細は県連HPよりご確認ください。
法人会 ビジネス・マッチング	ビジネスマッチング （一部の機能を無償利用可能）	アメックス （アメリカン・エクスプレス、 AIG 提携ビジネスパートナー）	アメックスのビジネスカードを保有していなくても、ビジネスマッチングのプラットフォームの機能の一部を無償で利用できます。

駅前教習所 JR埼京線戸田駅より 徒歩3分

埼玉県公安委員会指定

埼玉とだ自動車学校

TEL/048-442-5550 FAX/048-442-6607
URL/http://www.toda-drive.com/

pH9.5 アルカリ源泉 飲む 観音温泉

営業品目 高級艶出加工全般、プレスコート（油性・水性）
P R 貼、高級塩ビウェット貼、ウェット窓貼等

株式会社 トツキョ

〒335-0031 戸田市美女木向田1137
電 話 048(422) 7 1 1 9(代)
F A X 048(422) 7 2 6 9